住所：(a)Wesh, Spin Boldak District, Kandahar Province, Afghanistan (b)Safaar Bazaar, Garmser District, Helmand Province, Afghanistan (c)Room number 33, 5th Floor Sarafi Market, Kandahar City, Kandahar Province, Afghanistan
国連制裁委員会による指定日：2012年11月21日
その他の情報：ラハート社（628. に指定した団体）の所有者。タリバーンに対する簡易爆発物（IED）を含む武器供与に関与。父親の名前はHaji Mullah Wali。父親の別名はHaji Sadozai。祖父の名前はKhudai Rahim。ラハート社（628. に指定した団体）と関係がある。

【タリバーンと関係を有する団体】

628. ラハート社（別称：(a)ラハート貿易会社(b)ハッジ・ムハンマド・カシム・サラフィー(c)ニュー・チャガイ・トレーディング）
RAHAT LTD. (a.k.a.：(a)Rahat Trading Company (b)Haji Muhammad Qasim Sarafi (c)New Chagai Trading)
旧称：不明
所在地：(a)Branch Office 1：Room number 33, 5th Floor, Sarafi Market, Kandahar city, Kandahar Province, Afghanistan (b)Branch Office 2：Shop number 4, Azizi Bank, Haji Muhammad Isa Market, Wesh, Spin Boldak, Kandahar Province, Afghanistan (c)Branch Office 3：Safaar Bazaar, Garmser District, Helmand Province, Afghanistan (d)Branch Office 4：Lashkar Gah, Helmand Province, Afghanistan (e)Branch Office 5：Gereshk District, Helmand Province, Afghanistan (f)Branch Office 6：Zaranj District, Nimroz Province, Afghanistan (g)Branch Office 7：ⅰ) Dr Barno Road, Quetta, Pakistan ⅱ) Haji Mohammed Plaza, Tol Aram Road, near Jamaluddin Afghani Road, Quetta, Pakistan ⅲ) Kandahari Bazaar, Quetta, Pakistan (h)Branch Office 8：Chaman, Baluchistan Province, Pakistan (i)Branch Office 9：Chaghi Bazaar, Chaghi, Baluchistan Province, Pakistan (j)Branch Office 10：Zahedan, Zabol Province, Iran
国連制裁委員会による指定日：2012年11月21日
その他の情報：2011年及び2012年時点でラハート社はタリバーンの活動の資金供与のために、タリバーン指導部によって、外部からの援助及び麻薬取引から生じた資金を送金することに利用されていた。所有者はモハンメド・カシム・サアドザイ・フダイ・ラヒム（627. に指定した個人）である。モハンマド・ナイム・バリチ・フダイダード（13. に指定した個人）とも関係がある。

○外務省告示第三百八十一号

外務省告示平成十六年第五百三十九号、同年第六百二十五号、平成十七年第三百二十号、同年第千百八十二号、平成十九年第十七号、平成二十年第五十号、同年第三百八十四号、同年第六百六十八号、平成二十一年第五十七号、同年第三百七十二号、平成二十四年第三百二十九号、同年第三百十一号及び同年第三百六十三号に関し、国際連合安全保障理事会決議第一五二二号に基づき設立された同理事会制裁委員会が平成二十四年七月三日に発出した情報に基づき、同理事会決議第一五三三号1に定められた措置の対象となる個人及び団体を指定した外務省告示平成十六年第五百三十九号の別表を次のとおり改正する。

平成二十四年十二月十九日　　外務大臣　玄葉光一郎

「13. レオニード・ユキモヴィック・ミニン
Leonid Yukhimovich MININ
（別名１）ブラヴスティン　BLAVSTEIN
ブリュヴシュテイン　BLYUVSHTEIN
ブリャフシュテイン　BLYAFSHTEIN
ブルヴシュテイン　BLUVSHTEIN
ブリュフシュテイン　BLYUFSHTEIN
（別名１の生年月日及び出生地）1947年12月14日ソビエト連邦・オデッサ
（別名２）ヴラダミール又はヴラディミール・アブラモヴィック・ケーレー
Vladamir (Vladimir) Abramovich KERLER
（別名２の生年月日）1946年10月18日
（別名３）ヴラディミール・アブラモヴィック・ポピロヴェスキ又は、ポペラ／ポペロ
Vladimir Abramovich POPILO-VESKI POPILOVESKI (POPELA／POPELO)
（別名３の生年月日）1946年10月18日
（別名４）ウルフ・ブレスラン　Wulf BRESLAN
（別名４の生年月日）（不詳）年７月10日
（別名５）イゴー・オスロ　Igor OSLOS
（別名５の生年月日）1947年12月14日
（国籍）イスラエル
（旅券）ボリビア旅券
65118
ドイツ偽造旅券
5280007248Ｄ
18106739Ｄ（MININ名義）
ギリシャ旅券
詳細無し
イスラエル旅券
6019832
（有効期限　1994年11月６日から1999年11月５日）
9001689
（有効期限　1997年１月23日から2002年１月22日）
90109052
（有効期限　1997年11月26日から有効、もしくは、まで有効）
ロシア旅券
ＫＩ0861177
（肩書・根拠）エキゾティック熱帯木材会社所有者。テイラー元大統領に対する主要資金提供者。決議1343に違反する武器売買業者。テイラー元大統領政権によるシエラレオネの不安定化やダイヤモンドの不正調達の支援者。」

を「13. 削除」に改める。

○文部科学省告示第百七十二号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成二十四年十二月十九日から施行する。

平成二十四年十二月十九日　　文部科学大臣　田中眞紀子

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

目次

第一　総則
一　趣旨
二　設置の基本
三　運営の基本
四　連携・協力
五　著作権等の権利の保護
六　危機管理